

(案)

○公共下水道事業に係る経費回収率の向上に向けたロードマップ

社会資本整備総合交付金交付要綱では、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で経費回収率の向上に向けたロードマップ(経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載したもの)を策定することが求められています。

また、公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象にしないこととされています。

- ①ロードマップに定めた業績目標が達成できない場合
- ②令和 2 年度以降、供用開始後 30 年以上経過しているにもかかわらず、使用料単価が 150 円/m³ 未満であり、かつ経費回収率が 80%未満であり、かつ 15 年以上使用料改定を行っていない場合。

本市公共下水道事業においては、ロードマップの作成と、①のロードマップに定めた業績目標の達成が必要です。なお、令和 7 年度末で供用開始後 23 年が経過のため現時点では②の達成は不要となります。

公共下水道事業の経費回収率の向上に向けたロードマップ

(1)具体的取組

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
民間活用の推進(※1)	○		○					○			
使用料の検討(※2)					○					○	

※1 ウォーターPPPなどの官民連携を推進し、施設管理の効率化と持続可能な事業運営を目指します。

※2 経費回収率(維持管理費)が 100%を下回る傾向が明らかとなるときに使用料改定の検討を行います。

(2)業績目標

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
経費回収率(維持管理費)	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上
経費回収率	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上

※令和 7 年度の経費回収率(維持管理費)は 116.18%、経費回収率は 94.8%です。